

企業とのクロスアポイントメント

－利益相反マネジメントの観点から－

産学連携・研究推進機構
利益相反アドバイザー
久保貞夫

当大学教員の企業における兼業業務は、講演、技術アドバイザー、社外役員等がほとんどであるが、兼業先企業で研究業務を行う場合、利益相反の観点からは、クロスアポイントメント制度の適用を申請し、双方での研究内容やエフォート等を、より厳格に切り分ける方が望ましい。

クロスアポイントメント制度を活用する教員の利益相反マネジメントについては、特に以下の点に注意が必要である。

(1)研究成果の評価・知財の権利帰属

教員が企業および大学で実施した研究成果の評価やそれに伴う知財の権利帰属の判断が適正に行われることが重要。研究成果は教員の利益(給与、昇進)に直結し、もしそれが適正に管理・評価されないと教員が双方の機関で果たすべき責務相反(広義の利益相反)にもつながらる。

クロスアポイントメント協定書に、研究内容、エフォート率、施設・設備の相互利用の可否、知財の権利帰属先の考え方を予め明記し管理することが基本であるが、教員は日々の研究内容・場所・結果等を確実に記録しておく必要がある。

(2)秘密保持

通常の兼業と比較してより厳格な情報管理が求められる(兼業先企業の秘密情報、教員が持つ秘密情報等)。情報漏洩により双方の機関、あるいは第三者に損害を与えることは大学としての公平性・信頼性を疑われることになる。

これについても双方での情報管理規定・体制・責任を協定書で明確にしておくことが重要。

(3)その他

教員は兼業先企業と大学間の役務提供・物品購入や共同研究などの契約締結に直接関わらない等、利益相反リスクを避ける行動が求められる。

【補足】クロスアポイントメント制度

「クロスアポイントメント」とは研究者などが大学・公的研究機関・民間企業といった組織と雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務や研究開発に従事できるようにする制度。

(主なメリット)

- ・人材流動化によるイノベーションの継続的な創出
- ・若手研究員の活躍機会・正規雇用創出
- ・研究活動ネットワークの拡大、研究活動全体の活性化・発展

クロスアポイントメント制度は、広義では、異なる機関で業務に従事する点で、兼業の一形態であるが、以下の違いがある。

- ◎クロスアポイントメント：それぞれの機関で常勤職員としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率で業務を行う。
- ◎兼業：本業に支障のない業務内容・業務時間の範囲で、兼業先の業務に従事する。相手方機関の常勤職員の身分は想定していない。

以上